

**「2・1・2」裁判勝利は明らかだ!!
休日勤務日に年休請求(申込み)さ
せているのは、労基法違反!!
その自覚があるから、会社は裁判
で、逃げの一手の対応!!**

「年休」とは、労基法39条で「労働者が時季指定した労働日を、有給の休暇として取得できる権利」と定めてあります。

会社は、原告3人ら乗務員が労働日でない休日勤務指定日を休もうとした時、年休請求（申込み）をさせました。そして、休日勤務日に年休請求させる（認める）取扱いに疑義を持ち行った「苦情申告」に対し、「**年次有給休暇の時季指定権は就労義務のある日に対して行使するものであり、毎月25日の勤務指定表の発表時に、休日勤務も含めて勤務日として指定された日に対して行使することとなる。**」等と苦情処理会議で主張し、休日勤務指定日に年休請求(申込み)をさせることを正当化していたのです。

この「2・1・2」裁判で、原告3人は、会社の上記主長・対応は労基法違反だ!!と訴えました。そしたら、**何と! 何と! 会社は裁判に提出してきた「答弁書」で、苦情処理会議での上記主張を、”そんなこと言ってたっけ?! 原告が、会社主張の何を問題にしているのかわからない・・・”**等、とぼけ、そのような主張をしていなかったことにしようとしているのです。

これまで会社は、「年休は就労義務のある日に請求するものであり、休日勤務指定日も就労義務があり、年休の請求ができる。」と、休日勤務指定日に年休請求させることを正当化してきていましたが、**裁判では、そんな主張は通用しないことを会社自身が十分に自覚しているのです。**したがって会社は、この「2・1・2」裁判では、これまで言っていたことを言っていなかったかのように取り繕い、必死になって、逃げの一手の対応をしているのです。

もはや、この「2・1・2」裁判の勝利は明らかです!!